

平成 27 年 6 月 4 日
独立行政法人国民生活センター

後を絶たない、まつ毛エクステーションの危害

1. 目的

国民生活センターでは 2010 年 2 月 17 日、「まつ毛エクステーションの危害」を公表し、消費者に注意喚起するとともに消費者庁に危害の未然防止・拡大防止を要望しました。これを受けた消費者庁は、厚生労働省に危害防止の更なる徹底を要請し、まつ毛エクステーションの施術に係る安全性の確保等についての検討が行われ、美容師の養成課程における教育の充実と消費者への情報提供等の取組の徹底が図られ始められているところです。

PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム）^(注1)には、まつ毛エクステーションの施術を受けたことにより目が痛くなったなどの危害情報^(注2)が 2010 年度以降 599 件寄せられており、毎年 100 件以上で推移しています。また、医療機関ネットワーク^(注3)にも 3 件の情報が寄せられています。

まつ毛エクステーションは美容行為であり、施術者には美容師の免許が必要ですが^(注4)、警察庁によると、まつ毛エクステーションに係る美容師法違反での検挙事件数は 2013 年に大きく増えています^(注5)。

そこで、まつ毛エクステーションによる危害を減らすため、PIO-NET の最近の危害情報を分析するとともに、利用者の実態や、施術に用いられる接着剤などについて調査し、消費者に情報提供することとしました。

(注 1) PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのことです。

(注 2) 危害情報とは、商品・役務・設備に関連して、身体にけが、病気等の疾病（危害）を受けたという情報のことです。対象データは、2010 年度以降受付、2015 年 3 月 31 日までの登録分。

(注 3) 医療機関ネットワークとは、2010 年 12 月から運用が開始された消費者庁と国民生活センターとの共同事業で、消費生活において生命または、身体に被害が生じる事故に遭い医療機関を利用した被害者から、事故の情報を収集するものです。対象データは、2010 年 12 月から 2015 年 3 月 31 日までの登録分。

(注 4) 厚生労働省「まつ毛エクステーションの危害情報について」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei30/>

なお、美容師法では、「美容師は、美容所で美容を行わなくてはならない。」とされています。

(注 5) 警察庁生活安全局生活経済対策管理官からの情報提供によるもの（参考資料 3（3）参照）。

2. まつ毛エクステンションについて

まつ毛エクステンションは、まつ毛を長く濃く見せるために行うメイクアップ技術で、接着剤（グルー）を用いて、まつ毛に類似した人工毛をまぶたから1~2mmほど離してまつ毛に装着するものです（図1参照）。まつ毛1本に人工毛を1本つけるという技法が主流で、通常2~4週間程度で自然に人工毛が外れますが、専用の薬剤（リムーバー）を用いて外すこともできます。

また類似したものとして、つけまつ毛がありますが、これは人工毛をまぶたに直接貼りつけ、簡単に取り外すことができるもので、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」により、使用される接着剤からのホルムアルデヒドの溶出量が規制されています。これに対し、まつ毛エクステンションに用いられる接着剤については、業界団体の自主基準^(注6)はあるものの、法律による成分の規制はありません。

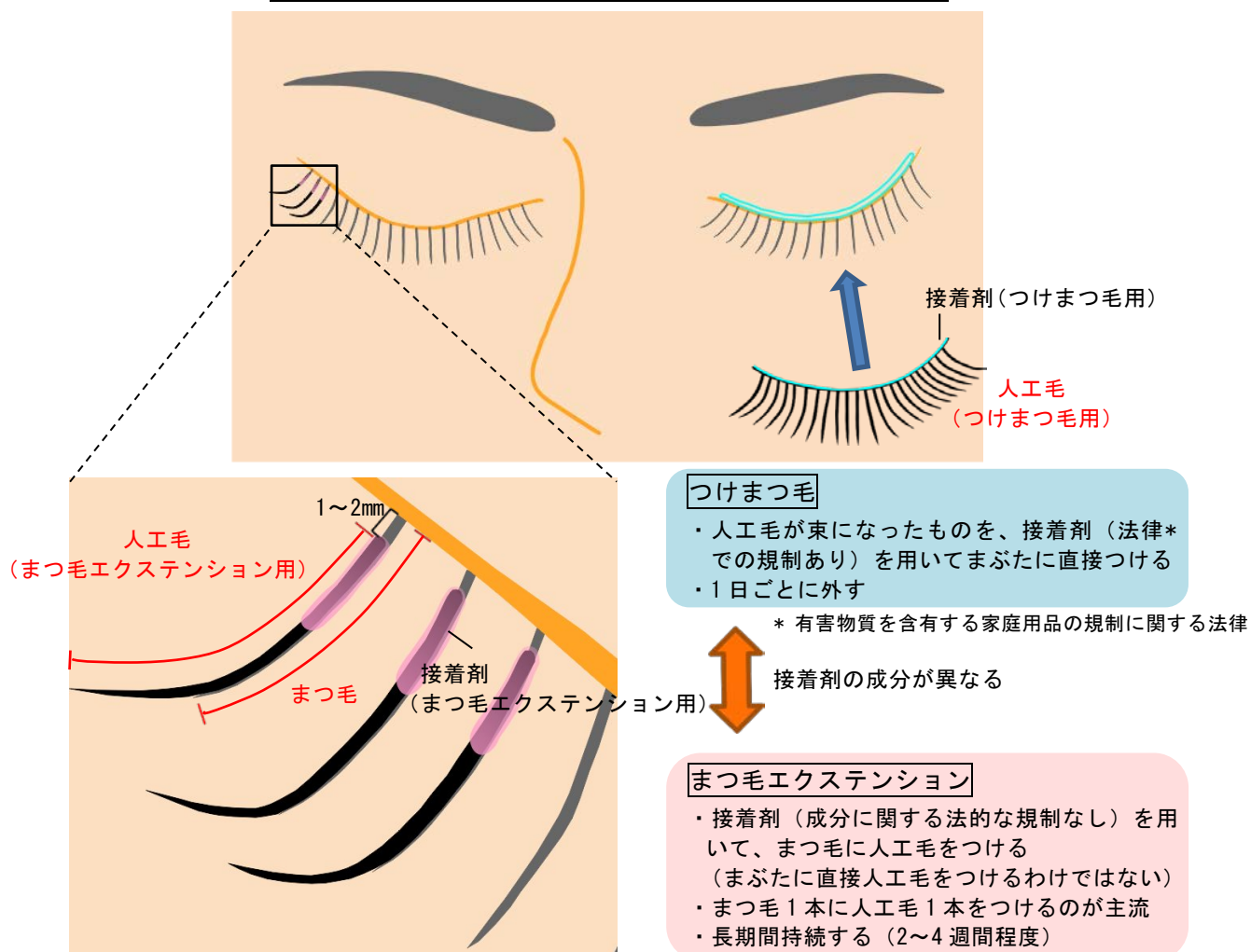
まつ毛エクステンションは、刺激に敏感で感染症などにかかりやすい目の周辺に行うものであるため、施術者には、高度な技術が要求されるとともに、衛生管理や健康被害の予防のための知識も必要となります。

（参考資料）「美容技術理論」公益社団法人 日本理容美容教育センター

「まつ毛エクステンション」公益社団法人 日本理容美容教育センター

（注6）一般社団法人 日本まつげエクステメーカー連合会 MATSUREN 基準

図1. まつ毛エクステンション及びつけまつ毛のイメージ



3. 危害情報の概要

(1) 危害事例

申し出内容をみると、施術者の知識、技術不足により危害が発生したと考えられる事例、施術中に用いられる接着剤が原因と考えられる事例、そのほか、免許のない人が施術を行っている、施術前の説明等が不十分だったなどの事例がみられました。

【事例1】 施術中から液が目にしみて、施術後、目が痛くて充血し涙がとまらない。施術者は、美容師免許のない素人だった

2日前に、知人の紹介でまつ毛エクステーションをした。施術中から液が目にしみて「痛い」と伝えたが「もう少しで終わるので我慢するように。」と言われていた。施術が終わってから、目が痛くて充血し涙がとまらない。どうしたらよいか。自宅でエクステをやっている人で、美容師免許を持っていないという。違法なことではないか。

(2014年11月受付、被害者：新潟県・30歳代・女性)

【事例2】 施術の翌日に目が腫れ、医師の診察でエクステに使用した接着剤が原因のアレルギーと言われた

1週間前に無料情報誌を見てまつ毛エクステの施術を受けた。施術の翌日に目が腫れたため医師の診察を受けると、「エクステに使用した接着剤が原因でのアレルギー性結膜炎」と診断された。医師の治療により症状は改善している。

(2014年11月受付、被害者：北海道・20歳代・女性)

【事例3】 施術の翌日に目が充血し痛みが出た。施術前には問診もなかった

まつ毛エクステをしたいと思いSNSで情報を探したところ、安い店があったので昨日行ってみた。問診もなく、同意書も作成しなかった。レシートももらっていない。今日になって目が充血し痛みがある。エクステの施術が原因と思う。

(2014年9月受付、被害者：神奈川県・20歳代・女性)

【事例4】 成人式前にまつ毛エクステの施術を受けた。施術中も涙が出たが、施術後、目が腫れてまつ毛が抜けた

成人式を前に上まつ毛エクステの施術を受けた。このサロンはフリーペーパーで見つけ、広告に「施術後に不都合があれば医者を紹介します」と書いてあったので、安心して出かけた。施術後、2日経って、ものもらいが出る前の様にまぶたが腫れてきた。まつ毛も抜けたので、サロンへ連絡をし、医者を紹介してもらえないかと言うと、店員はそんなことはしていないと言った。仕方なく、近所の皮膚科を受診した。この様な症状になった原因として接着剤のせいもあると思うが、施術の器材も不潔だったと思う。前の人に施術したものをそのまま使っている感じがした。

(2014年2月受付、被害者：神奈川県・20歳代・女性)

【事例5】 まつ毛エクステの接着剤により眼瞼^{がんけん}に炎症を起こしたと思われる

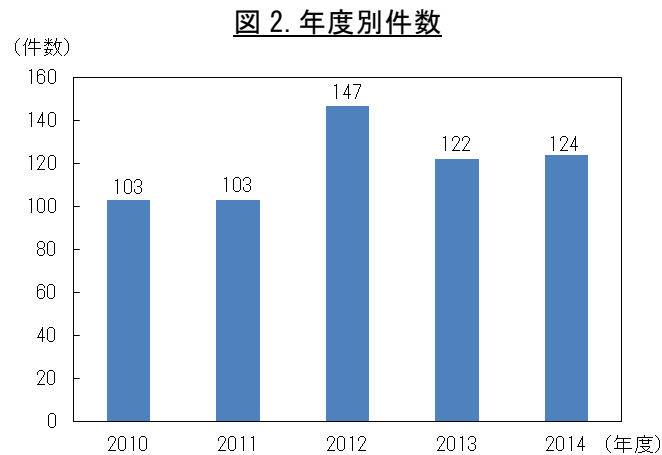
2011年12月にまつ毛エクステをして、10日後に左上眼瞼に紅斑、腫脹、そう痒感^{よう}が出現

した。その後、2012年1月に再度まつ毛エクステをして、同様の症状が発症した。まつ毛エクステの接着剤で眼瞼に炎症を起こしたものと思われる。

(医療機関ネットワーク、2012年2月登録分、被害者：40歳代・女性)

(2) 危害件数

PIO-NETに寄せられたまつ毛エクステンションに関する危害情報は、2010年度以降受付、2015年3月31日までの登録分で599件です(図2参照)。



(3) 被害者の属性

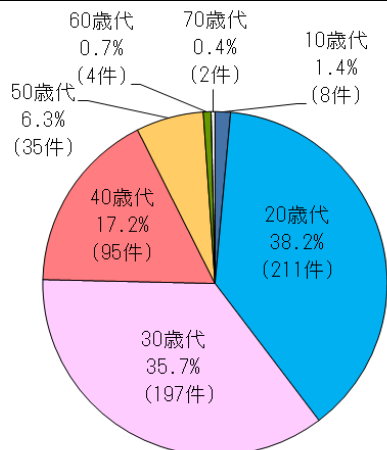
女性が593件、男性が0件、不明・無回答が6件でした。

年代別では、20歳代が38.2%(211件)、30歳代が35.7%(197件)、40歳代が17.2%(95件)で、20~40歳代で90%以上を占めていました。(無回答47件を除く。図3参照)。

(4) 危害の内容・程度

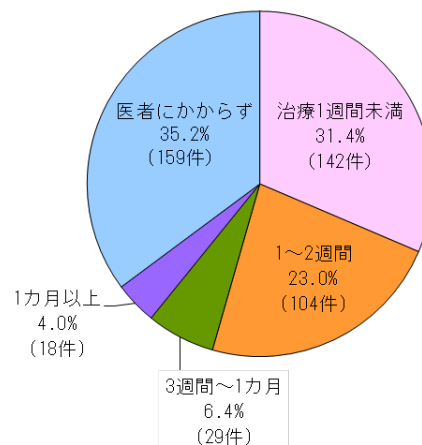
「目が痛い」、「目が充血した」、「まぶたが腫れた、かぶれた」、「目がかゆい」といった事例が多く見受けられましたが、複数の症状を訴えている人もいました。また、危害程度は「治療1週間未満」が31.4%(142件)、「医者にかからず」が35.2%(159件)でしたが、「1カ月以上」となる事例も4.0%(18件)ありました(不明147件を除く。図4参照)。

図3. 被害者の年代別件数 (n=552)



※割合は、小数点第2位を四捨五入しており、内訳の合計は100%にはなりません

図4. 危害の程度 (n=452)



4. まつ毛エクステーションの健康被害等に関するアンケート調査

過去1年間に、まつ毛エクステーションの施術を受けたことのある10歳代～50歳の女性1,000人に対し、サロンの利用実態や健康被害等についてアンケート調査を行いました(参考資料2参照)。

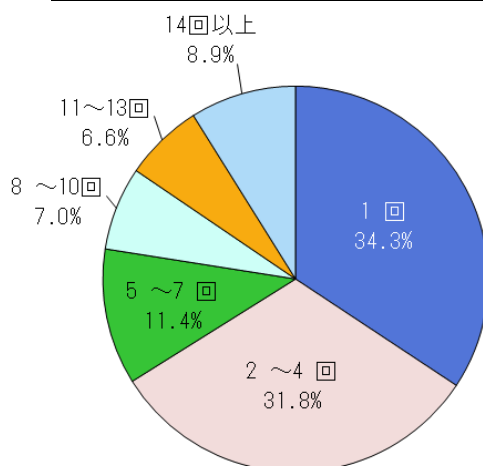
(1) 過去1年間に施術を受けた回数

7割近くの人が1回だけでなく複数回、まつ毛エクステーションの施術を受けていました

過去1年間にサロンでまつ毛エクステーションの施術を受けた回数(リペア^(注7)を含む)を尋ねたところ、1回と回答した人は34.3%と、7割近くの人が1回だけではなく複数回の施術を受けていました。中には14回以上と回答した人も8.9%いました(図5参照)。

(注7) 人工毛が外れた部分に付け直すなどのメンテナンスをすること。

図5. 過去1年間の利用回数 (n=1,000)



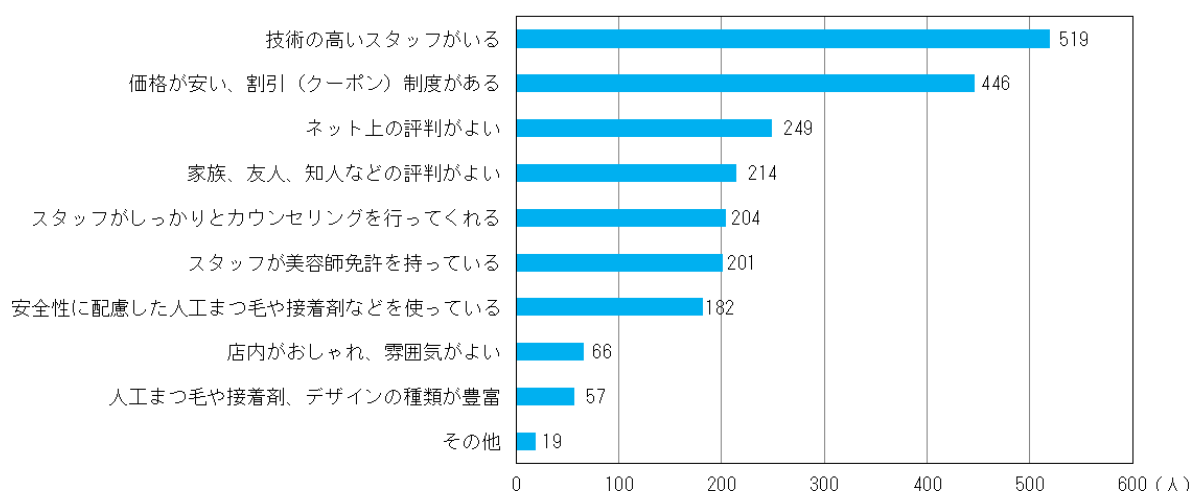
(2) 施術者の資格に関する認識

7割以上の人が、まつ毛エクステーションの施術者には、美容師免許が必要であることを知っていましたが、サロンを選ぶ際に、施術者が美容師であることを重視している人は約2割でした

まつ毛エクステーションは美容行為であり、業として行うに当たっては美容師の免許が必要となりますが、そのことを知っていたかを尋ねたところ、74.3%が「知っていた」と回答しました。

また、サロンを選ぶ際に重視していることを尋ねたところ、「技術の高いスタッフがいる」と回答した人が519人(51.9%)と最も多く、次いで「価格が安い、割引(クーポン)制度がある」が446人(44.6%)でした。一方、「スタッフが美容師免許を持っている」ことを重視している人は、201人(20.1%)でした(図6参照)。

図 6. サロンを選ぶ際に重視していること（複数回答）（n=1,000）

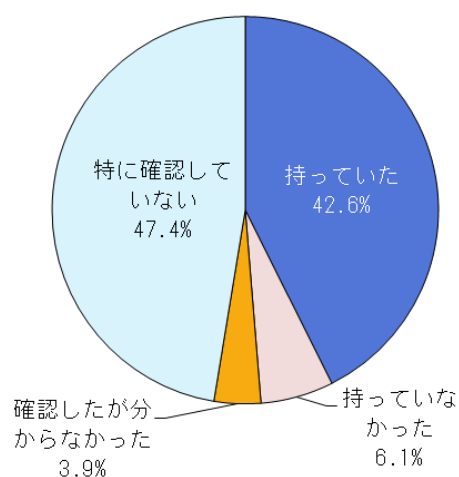


（3）施術者の資格

施術者が美容師免許を持っていなかったと回答した人が約 6%おり、半数近くの人は施術者が美容師免許を持っているかどうかを確認していませんでした

一番最近、施術を受けたサロンについて、施術者が美容師免許を持っていたかを尋ねたところ、「持っていなかった」と回答した人が 6.1%、「確認したが分からなかった」が 3.9%、「特に確認していない」が 47.4%おり、美容師免許を持っている人が施術していると分かっていたのは、半数以下でした（図 7 参照）。

図 7. 施術者が美容師免許を持っていたか（n=1,000）



（4）施術に関する説明

健康被害などのリスクについては、5 割余りの人が「説明を受けて、十分理解」していましたが、体に異変や違和感があった場合に医療機関を受診するようとの説明を受けたのは、約 4 割でした

一番最近、施術を受けたサロンについて、施術を受ける前に健康被害などのリスクの説明を受けたか、十分に理解できたかを尋ねたところ、56.1%の人が「説明を受けて、十分理解した」と回答しました。一方、11.2%が「受けていない」、9.7%が「覚えていない」と回答

しました（図8参照）。

また、施術を受けて体に異変や違和感があった場合に医療機関を受診するようこの説明を受けたかを尋ねたところ、44.4%が「受けた」と回答しましたが、36.2%が「受けていない」、19.4%が「覚えていない」と回答しました（図9参照）。

なお、厚生労働省は、営業者に対し「まつ毛エクステンションの施術の前に、施術中の注意事項や施術後のケア、健康被害のリスク等について、利用者に十分な説明を行い、理解を得ること。」「眼等に異常が生じた場合には、直ちに眼科、皮膚科等の医師の診察を受ける必要があること。」といった情報提供等の取組の徹底を求めています（注8）。

（注8）「まつ毛エクステンションに係る教育プログラムと情報提供等について」（平成25年6月28日、健衛発0628第5号）より

図8. リスク説明の有無 (n=1,000)

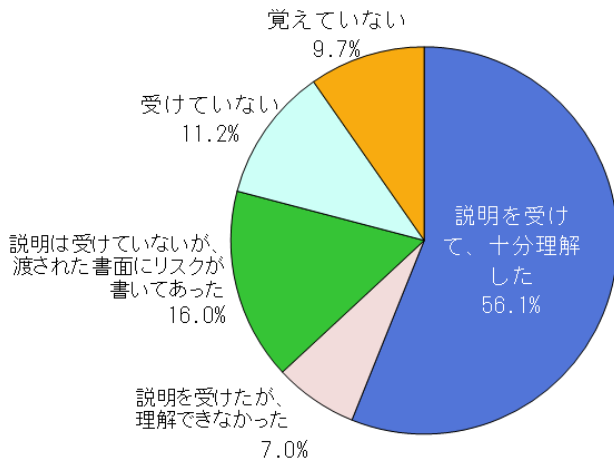
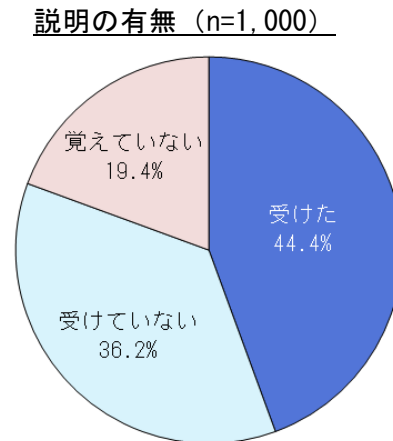


図9. 異変や違和感があった場合の説明の有無 (n=1,000)



(5) 施術を受けた際の異変や違和感

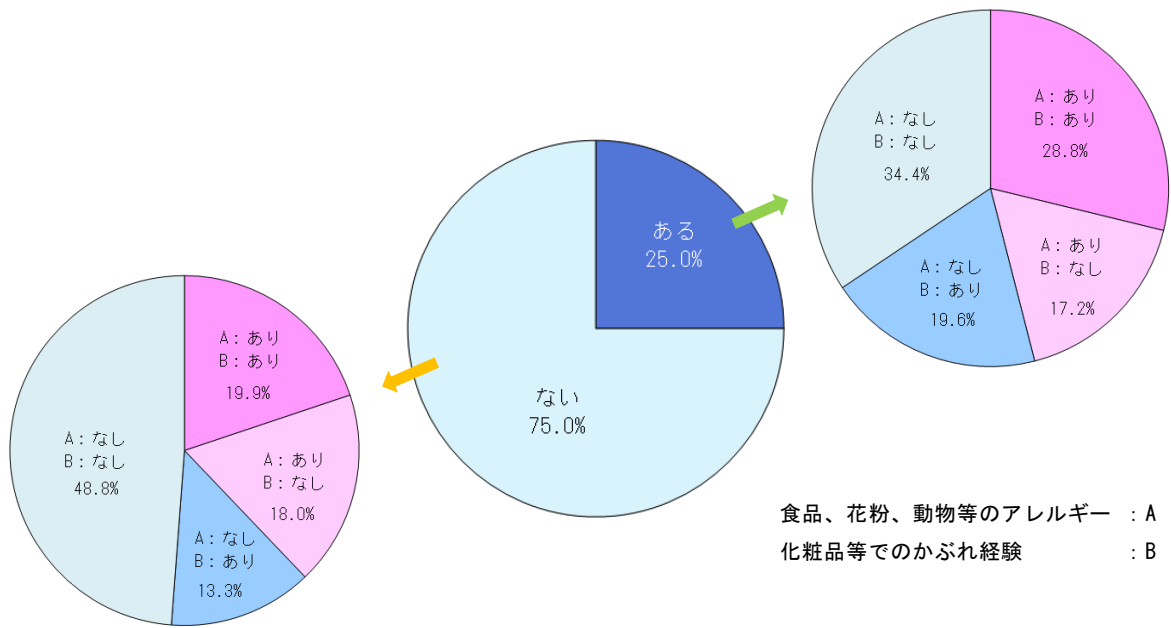
4分の1の人がまつ毛エクステンションの施術を受け、異変や違和感を経験していました

過去1年間に施術を受けて、目やその周辺などに異変や違和感（痛み、かゆみ、異物感、まつ毛が生えなくなった等）を経験した人は25.0%（250人）いました（図10参照）。

また、異変、違和感を経験した人としなかった人とで、食品、花粉、動物等へのアレルギーと化粧品等にかぶれた経験との関係をみたところ、異変、違和感を経験した人は、アレルギーや化粧品等によるかぶれの経験のある人の割合が、経験しなかった人よりも高い傾向がみられました。

しかし、施術を受けて異変、違和感を経験した人の3割以上が、アレルギーも化粧品等によるかぶれの経験もない人であったことから、体質以外に原因がある可能性も考えられました。

図 10. 異変や違和感の経験 (n=1,000)



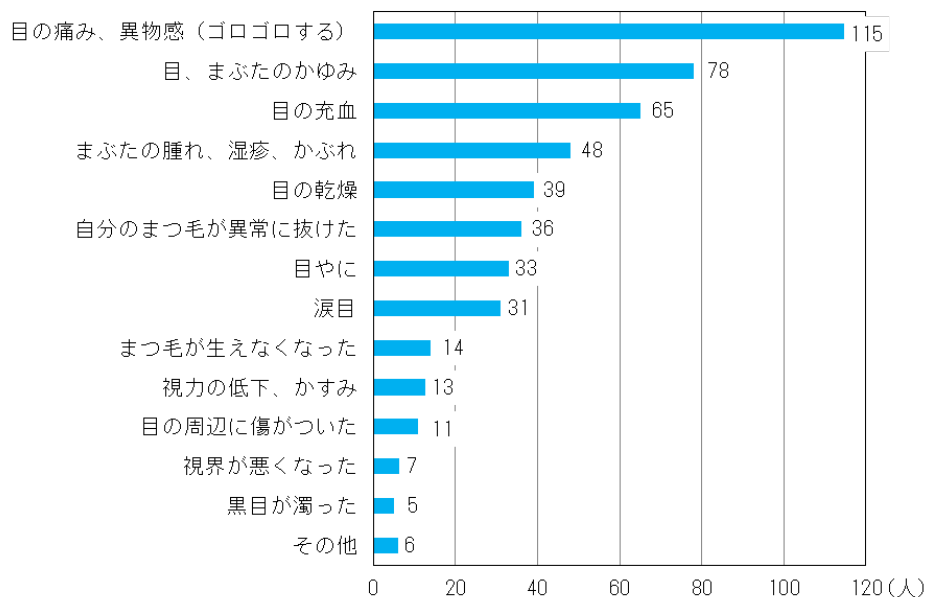
(6) 異変や違和感の内容

「目の痛み、異物感」、「目、まぶたのかゆみ」、「目の充血」が多くみられました

異変や違和感の内容を尋ねたところ、「目の痛み、異物感(ゴロゴロする)」が250人中115人(46.0%)と最も多く、次いで「目、まぶたのかゆみ」が78名(31.2%)、「目の充血」が65名(26.0%)でした(図11参照)。

また、36人(14.4%)が「自分のまつ毛が異常に抜けた」、14人(5.6%)が「まつ毛が生えなくなった」と回答しました。

図 11. 異変や違和感の内容 (複数回答) (n=250)



(7) 異変や違和感があったタイミング

異変や違和感は、施術中から2、3日後までにあらわれた人が多くいました

異変や違和感がいつごろからあらわれたかを尋ねたところ、「施術中」が250人中54人(21.6%)と最も多く、次いで、「数時間後」が53人(21.2%)、「直後」が51人(20.4%)、「2～3日後」が51人(20.4%)でした(図12参照)。

また、異変や違和感に対し、医療機関を受診したかを尋ねたところ、250人中163人(65.2%)が受診していませんでした(図13参照)。

図12. 異変や違和感が始まった時期

(複数回答) (n=250)

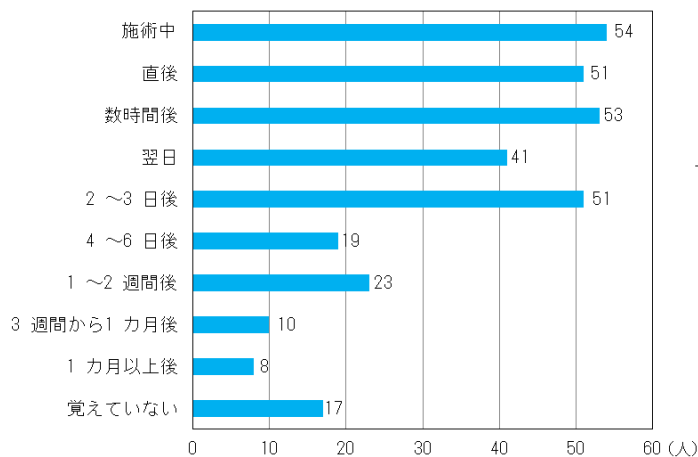
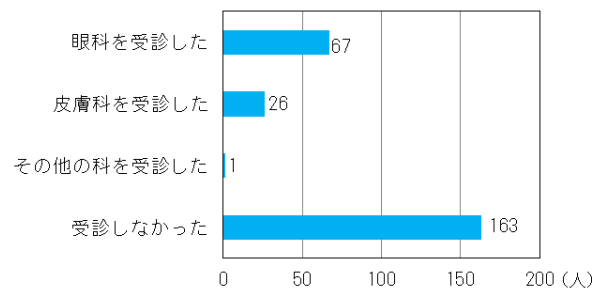


図13. 医療機関受診の有無

(複数回答) (n=250)

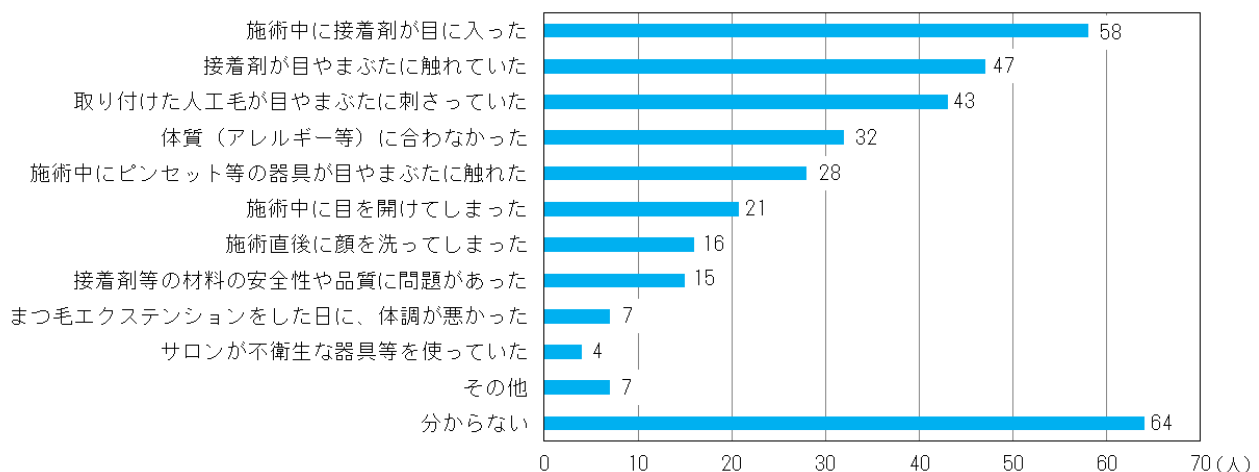


(8) 異変や違和感の原因

「施術中に接着剤が目に入った」、「接着剤が目やまぶたに触れていた」など、施術者の技術に起因していると考えている人が多くいました

異変や違和感の原因として考えられることを尋ねたところ、「施術中に接着剤が目に入った」が250人中58人(23.2%)と最も多く、次いで「接着剤が目やまぶたに触れていた」が47人(18.8%)、「取り付けた人工毛が目やまぶたに刺さっていた」が43人(17.2%)でした(図14参照)。一方、「分からない」と回答した人も64人(25.6%)いました。

図14. 異変や違和感の原因 (複数回答) (n=250)



(9) 異変や違和感のサロンへの伝達

半数以上の方が、サロンに異変や違和感があったことを伝えていませんでした

サロンに異変や違和感があったことを伝えたかを尋ねたところ、250人中140人(56.0%)が「伝えなかった」と回答しました(図15参照)。「伝えた」と回答した110人(44.0%)にサロンの対応を尋ねたところ、「謝罪があった」が45人(40.9%)、ほぼ同数で「特に何もなかった」が44人(40.0%)でした(図16参照)。

図15. サロンに異変や違和感を伝えたか (n=250)

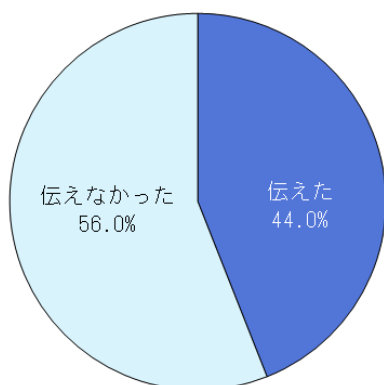
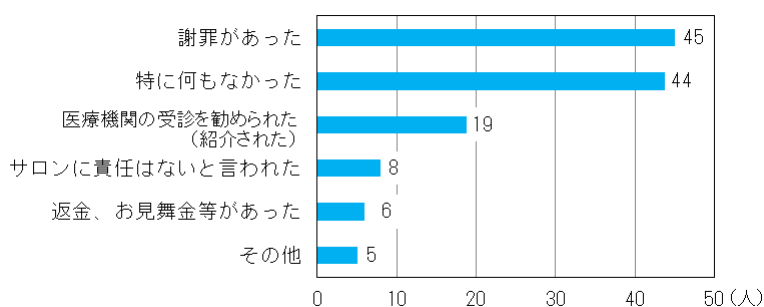


図16. サロンの対応 (n=110)



5. 施術に用いられる接着剤に関する調査

PIO-NETや医療機関ネットワークには、「施術中から液が目にしみた」、「接着剤が目に入った」、「接着剤により眼瞼に炎症を起こしたものと思われる」など、施術に用いられる接着剤が関与していると考えられる危害事例が寄せられています。

「まつ毛エクステーションの眼障害に関する実態把握調査」^(注9)では、まつ毛エクステーションによる眼障害と思われる受診者を経験した医師15人に、その原因について複数回答で尋ねていますが、「接着剤」と回答した人が66.7%、「アレルギー」が26.7%、「人工まつ毛」が13.3%、「衛生不良」が6.7%、「施術者の技術不足」が6.7%と、「接着剤」が原因であると考えている人が最も多いという結果でした。また、「平成22年度まつ毛エクステーション眼障害調査の集計結果報告」^(注10)においても、眼障害の原因の一つが接着剤である可能性に言及しています。

このように、まつ毛エクステーションによる危害の一因として接着剤が考えられていますが、接着剤については、業界団体による自主基準はあるものの、成分や表示に関する法的な規制はありません。そこで、インターネットで購入できるサロン用(業務用)の接着剤15銘柄について、成分や表示を調査しました(10.11.参照)。

(注9) 厚生労働科学研究費補助金・厚生労働科学特別研究事業「まつ毛エクステーションの眼障害に関する実態把握調査」平成24年度 総括研究報告書

(注10) 公益社団法人 日本眼科医会「平成22年度まつ毛エクステーション眼障害調査の集計結果報告」日本の眼科 82:8号(2011)

(1) 成分

15 銘柄中 14 銘柄からエチルシアノアクリレートが、2 銘柄からブチルシアノアクリレートが 検出されました

まつ毛エクステンションの施術に用いられる接着剤の表示については、法律等で定められていませんが、表示されている複数の商品を見ると、主成分は、シアノアクリレートであることが分かりました。中には、エチルシアノアクリレート、ブチルシアノアクリレートと、シアノアクリレートの種類が記載されているものもありました。

エチルシアノアクリレートは、市販されている多くの瞬間接着剤に使用されており、医療用の接着剤にも使用されている物質^(注11)で、アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれや、眼刺激性があるとされています^(注12)。また、ブチルシアノアクリレートも、医療用の接着剤としても使用されていますが、眼刺激性があるとの報告^(注13)や、医療用のものの添付文書等には、シアノアクリレートまたはホルムアルデヒドに対して過敏症を示す患者には使用しない旨の記載^(注14)もみられます。

一方で、商品の表示からはシアノアクリレートの種類が分からないものもありましたので、シアノアクリレートの種類を調べました（方法は 12. 参照）。

その結果、15 銘柄中 14 銘柄からエチルシアノアクリレート（1 銘柄は微量）が、2 銘柄からブチルシアノアクリレートが検出されました（表 1 及び参考資料 1 参照）。なお、今回のテスト対象銘柄の中には、刺激が強いとされるメチルシアノアクリレートの含有が確認されたものはありませんでした。

また、シアノアクリレート以外に含まれる成分についても調べたところ、溶剤、可塑剤、酸化防止剤等に使用される成分が検出されました（参考資料 1 参照）。

なお、まつ毛エクステンションの施術に用いられる接着剤の安全性、表示の基準については、国内では業界の自主基準があるのみで、法に基づく基準はありませんが、アメリカ^(注15)やオーストラリア^(注16)では化粧品として、韓国^(注17)では生活化学製品として法に基づいた基準があります。

(注11) 接着剤読本 日本接着剤工業会

(注12) GHS 分類結果 厚生労働省・環境省平成 21・22 年度事業

※GHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）とは、世界的に統一されたルールに従って、化学品を危険有害性の種類と程度により分類し、その情報が一目でわかるよう、ラベルで表示したり、安全データシートを提供したりするシステム。日本を含め各国で GHS の導入が行われている。http://www.env.go.jp/chemi/ghs/

(注13) CYANOACRYLATE:N-BUTYL Safety Data Sheet (3MTM Vetbond Tissue Adhesive 1469 03/03/14)

(注14) ・皮膚用ヒスタクリル、AESCULAP

・LEUKOSAN SKINLINK (MSDS No. 182)、Smith &Nephew Pty.Limited

(注15) FDA (Food and Drug Administration)

・Product Information, Cosmetics 「Eye Cosmetic Safety」

・Consumer Health Information 「Use Eye Cosmetics Safely」(2008 年 11 月 10 日)

(注16) ACCC (Australian Competition & Consumer Commission) research survey of Formaldehyde in Cosmetics

(注17) 危害憂慮製品指定及び安全表示基準（これにより有害物質の最大含有量等が定められています。）

表 1. シアノアクリレートの種類

成分	検出銘柄数
メチルシアノアクリレート	0
エチルシアノアクリレート	14*
n-ブチルシアノアクリレート	1
イソブチルシアノアクリレート	1

* このうち1銘柄は主にn-ブチルシアノアクリレートが検出し、エチルシアノアクリレートはわずか

(2) 表示

15 銘柄中 3 銘柄で容器本体、パッケージまたは添付文書に成分表示がありませんでした

容器本体、パッケージまたは添付文書の表示を調べたところ、15 銘柄中 3 銘柄には、成分に関する表示がありませんでした。また、成分表示のある 12 銘柄中でも 5 銘柄にはシアノアクリレート以外の成分の表示はありませんでした（表 2 参照）。

なお、15 銘柄中 2 銘柄には、発売元等の表示もありませんでした。

表 2. 商品本体、パッケージまたは添付文書の成分表示

2-シアノアクリル酸エチル、ヒドロキノン、カーボンブラック、アクリル樹脂
2-シアノアクリル酸エチル、ヒドロキノン、カーボンブラック、アクリル樹脂
エチル-2-シアノアクリレート、アルコキシ-2-シアノアクリレート、ポリメタクリル酸メチル、カーボンブラック
Cyano Acrylate <95%、Poly Alkyl Methacrylate <10%、Poly Isoyanate <10%、Other & Pigment <5%
シアノアクリレート、ポリアルキルメタクリエート、ポリイソシアネート、顔料
エチルシアノアクリレート（主成分）、増粘剤（粘度調整及び硬化速度調整）、着色料（黒色）
Ethyl-2-Cyanoacrylate Isobutylene/Isoprene-Copolymer and Carbon black
エチルシアノアクリレート（主成分）
ブチルシアノアクリレート
医療グレード（ブチルシアノアクリレート）
シアノアクリレート
シアノアクリレート系接着剤

6. 専門家のコメント

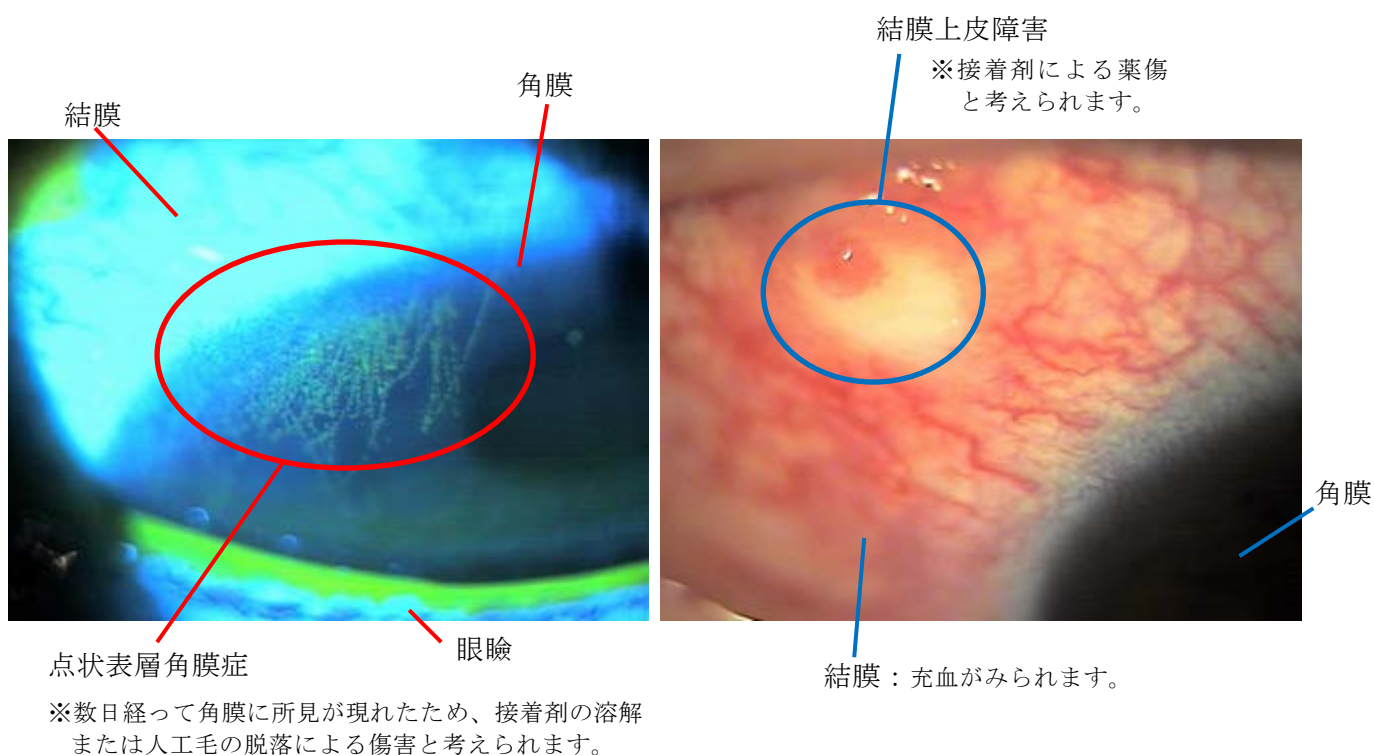
鳥山眼科医院院長・公益社団法人 日本眼科医会副会長 福下 公子 先生

まつ毛エクステンションによる危害は、施術者の知識、技術不足が原因で起こるものと、施術に使用される接着剤などの材料が原因で起こるものがあり、主に前者は目に傷がつくなどの急性的な傷害、後者は眼瞼皮膚炎などの慢性的な傷害の原因になっていると考えられます。

知識、技術不足によると考えられる傷害については、厚生労働省により検討会が開かれ、教育の充実が図られることとなり、平成26年度からは、公益社団法人 日本理容美容教育センターによる指導者養成研修会が始まりましたので、まだまだ時間はかかるものの今後は減っていくものと思われまます。

まつ毛エクステンションによる眼障害では、眼瞼皮膚炎が一番多いのですが、これは主に接着剤が原因で起こっているものと考えられます。接着剤は、施術後から長期間まつ毛に留まり、顔を洗う際や、涙、汗などで徐々に外れていくと思われまますので、慢性的な眼障害の原因になると考えられます(写真参照)。施術に使用される接着剤などの材料については、厚生労働省の検討会でも議論がされませんでしたので、今後、安全性等を検討する必要があると考えまます。

写真. まつ毛エクステンションによる眼障害の例



7. 消費者へのアドバイス

(1) まつ毛エクステンションにより目やその周辺に危害が起きています。施術を受ける場合には、十分な注意が必要です

まつ毛エクステンションの施術を受けて、目の周りがかぶれたり、目に傷がついたという危害情報が数多く寄せられています。

まつ毛エクステンションは、刺激に敏感で感染症などにかかりやすい目の周辺への施術であるため、施術者には施術用具の衛生管理や、それらを適切に使用するための知識や高度な技術が要求されます。

また今回のテストでは、施術に用いられる接着剤にアレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれや眼刺激性のある物質が配合されていることが確認されました。接着剤は、施術の際に直接、皮膚につけるものではありませんが、まばたきなどにより皮膚についたり、揮散した成分が目やその周辺の皮膚に影響を与えることもあります。

施術を受ける場合には、施術所が保健所に美容所として届け出されていることや、施術者が美容師の資格を持っていることに加え、健康被害のリスクについての十分な説明を受け、トラブルがあった時の対処方法も十分確認しておきましょう。

(2) 目やその周辺に異常を感じた場合には、直ちに医療機関を受診しましょう

まつ毛エクステンションの施術を受けたことにより、目やその周辺に異常を感じた場合には、直ちに皮膚科や眼科等の医療機関を受診しましょう。その際は、まつ毛エクステンションの施術を受けたことを必ず告げて診察を受けましょう。

(3) まつ毛エクステンションの施術で危害を受けたら情報提供しましょう

まつ毛エクステンションは美容師法上、美容であると位置づけられており、業として行うには美容師の免許が必要です。まつ毛エクステンションの施術を受けることにより危害が発生した、美容師ではない人が施術をしていると思われたら、消費生活センターへ相談したり、地域の保健所や衛生担当部署等へ情報提供しましょう。

8. 業界・事業者への要望

(用具製造販売業界団体、用具製造販売事業者)

(1) まつ毛エクステンションの施術に用いられる接着剤について、より安全性の高い商品を開発するよう要望します。また、商品には主な成分等を表示し、トラブルが起こった際には原因が究明できるよう、成分情報の開示を要望します

今回のテストでは、施術に用いられる接着剤にアレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれや眼刺激性のある物質が配合されていることが確認されました。接着剤は、施術の際に直接、皮膚につけるものではありませんが、まばたきなどにより皮膚に付いたり、揮散した成分が目やその周辺の皮膚に影響を与え、危害の一因となるおそれもあります。また、PIO-NETの事例や今回のアンケート調査では、「施術中に接着剤が目に入った」などのトラブルも多くみられました。施術に用いられる接着剤について、より安全性の高い商品を開発するよう要望します。

一方、今回のテストで調べた業務用の接着剤は、インターネット通信販売で購入できる商品でしたが、配合成分の表示が全くないものもありました。主な成分等を表示し、トラブルが起こった際には医師への情報提供と原因の究明が速やかかつ円滑にできるよう、成分情報の開示を要望します。

また、まつ毛エクステーションの施術に用いられる接着剤については、業界団体が自主基準を作成していますが、必要に応じた基準の見直し等により、接着剤の安全性を担保するための取組を推進するよう要望します。

(美容業界団体、美容所)

(2) まつ毛エクステーションの利用者に対して、施術が可能であるかの確認を行い、健康被害などのリスクについて分かりやすく十分な説明を行うよう要望します。また、施術中や施術後に異常や違和感があった場合には、医療機関を受診することを周知するよう要望します

PIO-NETには「施術に関する詳細な説明が一切なく、カウンセリングもなかった」等、事前説明や施術が可能であるかの確認が不十分なケースがみられ、今回のアンケート調査では約2割の人が、施術前に健康被害などのリスクの説明を受けていない、または、説明を受けたかどうか覚えていないと回答していました。また5割以上の人が、まつ毛エクステーションの施術を受けて体に異変や違和感があった場合の対処方法について説明を受けていない、あるいは、覚えていないと回答していました。

まつ毛エクステーションの施術の前に、利用者の状況に応じて施術が可能であるかを確認し、施術中の注意事項や施術後のケア、健康被害のリスク等について分かりやすく十分な説明を行うよう要望します。また、施術中、施術後に異常や違和感があった場合には、医療機関を受診することを利用者に周知するよう要望します。

(美容業界団体)

(3) まつ毛エクステーションに関する技術と知識を備えた美容師を早急かつ着実に育成するよう要望します

美容師の教育課程にまつ毛エクステーションが取り入れられ、公益社団法人 日本理容美容教育センターのエステティック等認定制度において、まつ毛エクステーションの技術者認定が始まりました。まつ毛エクステーションの施術は、美容師の資格のある人が行うこととされていますが、最近のPIO-NETの事例や今回のアンケート調査において、「施術中に接着剤が目に入った」、「取り付けた人工毛が目やまぶたに刺さっていた」など、技術不足によると思われるトラブルが見受けられました。

技術と知識を備えた美容師を早急かつ着実に育成するよう要望します。

更に、教育の効果の確認とまつ毛エクステーションに係る事故情報の収集、解析を行い、カリキュラムや研修に反映させ、充実させることを併せて要望します。

また、施術者に一定の技術があることを消費者が確認できるようにすることを要望します。

9. 行政への要望

(消費者庁 消費者安全課)

(1) まつ毛エクステンションの施術に用いられる接着剤について、安全性が担保されるよう対応策を検討するよう要望します

まつ毛エクステンションの施術に用いられる接着剤は、まばたき等により皮膚に付いたりすることで、危害の一因となるおそれがあります。最近のPIO-NETの事例や今回のアンケート調査では、接着剤が関与していると考えられるトラブルも見受けられました。また、今回のテストでは、接着剤にアレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれや眼刺激性のある物質が配合されていることが確認されました。

国内では、まつ毛エクステンションの施術に用いられる接着剤について、一部の海外の国でみられる含有成分や成分表示の基準はありません。今回のテストでも、一部の銘柄で成分表示が全くみられないものがありました。国内では業界団体による自主基準がありますが、現状では安全性の確保の観点で課題があると考えられます。

このため、まつ毛エクステンションの施術に用いられる接着剤の安全性が担保されるよう、消費者庁と関係省庁が連携し、事故情報の収集を強化するとともに、接着剤を製造、販売する業界の指導等の対応策を検討するよう要望します。

(厚生労働省 健康局 生活衛生課)

(2) 再度、まつ毛エクステンションに関する技術と知識を備えた美容師の早急な育成を業界に促し、併せて、利用者への健康被害のリスク等についての情報提供の取組の徹底を指導することを要望します

美容師の教育課程にまつ毛エクステンションが取り入れられ、公益社団法人 日本理容美容教育センターのエステティック等認定制度において、まつ毛エクステンションの技術者認定が始まりました。

まつ毛エクステンションの施術は、美容師資格のある人が行うこととされており、「まつ毛エクステンションに係る教育プログラムと情報提供等について」(平成25年6月28日、健衛発0628第5号)において、教育の充実と情報提供等の取組の徹底が図られているところですが、今回のアンケート調査において、施術者の技術不足によると考えられるトラブルや、利用者への説明が十分に行われていない実態があることが分かりました。

再度、技術と知識を備えた美容師の早急かつ着実な育成を業界に促し、利用者への健康被害のリスクや異常が発生した場合の医療機関への受診等の情報提供の取組の徹底を業界、事業者に対し指導することを要望します。

(厚生労働省 健康局 生活衛生課)

(3) 美容師法に抵触するおそれのある施術所及び施術者に関する相談事例がみられました。引き続き調査を行うとともに、問題があった事業者に対し指導することを要望します

PIO-NETに寄せられた事例には、美容師免許を持っていない人が施術をしていた、施術者が美容師かどうか疑わしいなどの相談がみられました。また、今回のアンケート調査においても美容師免許を持っていない人が施術を行っているおそれがあることが分かりました。

引き続き、まつ毛エクステンションの施術所や施術者に関する調査を行うとともに、問題があった事業者に対しては指導することを要望します。

○要望先

消費者庁 消費者安全課
厚生労働省 健康局 生活衛生課
公益社団法人 日本理容美容教育センター
一般社団法人 日本まつげエクステメーカー連合会
全日本美容業生活衛生同業組合連合会

○情報提供先

内閣府 消費者委員会事務局
警察庁 生活安全局 生活経済対策管理官
厚生労働省 医薬食品局 審査管理課 化学物質安全対策室
経済産業省 製造産業局 化学課
経済産業省 商務情報政策局 サービス政策課
公益社団法人 日本眼科医会
公益財団法人 日本眼科学会
日本臨床皮膚科医会
公益財団法人 日本エステティック研究財団
一般社団法人 日本エステティック振興協議会
一般社団法人 日本全身美容協会
一般社団法人 NEA 日本まつげエクステ協会
一般社団法人 国際アイスタイリスト協会
一般社団法人 日本アイリスト協会
一般社団法人 日本眉目美容協会
一般社団法人 日本まつげエクステンション協会
一般社団法人 ビューティコンソーシアム協会
特定非営利活動法人 国際まつ毛エクステンション協会
特定非営利活動法人 日本ウイングエクステンション協会
日本アイラッシュデザイナーズ協会
日本アイラッシュリスト協会

本件問い合わせ先

商品テスト部：042-758-3165

10. テスト実施期間

検体購入：2015年2月～4月

テスト期間：2015年2月～4月

11. テスト対象銘柄

2015年2月に、検索サイトGoogleにて、「まつ毛エクステ グルー 通販」で検索した際に、上位に表示された販売されたサイトやインターネット通信販売の大手ショッピングモールである楽天市場、Amazon.co.jp、Yahoo!ショッピングの「まつ毛エクステ グルー」で上位に表示された商品から、サロンで多く使用されていると考えられた15銘柄をテスト対象としました（表3参照）。

表 3. テスト対象銘柄一覧

銘柄名	販売元等	容量	製造国	購入価格 (消費税込、円)
国産マスターピースグルー 速乾オールマイティークレード	販売元 orlo (オルロ)	5ml	日本	3,389
ファストエチル系 国産ブラックグルー	販売元 株式会社 kichi ome エンタープライズ	5ml	日本	4,503
速乾エチルグルー	発売元 株式会社ケイトオブ東京	5ml	-	3,456
Seven Glue Butyl	発売元 株式会社 ThreeBeauty	2ml	日本	7,560 (3本セット)
グルーE (10ml)	株式会社テクニコ	10ml	韓国	4,500
SyarePark	販売元 有限会社ナ・ムーン	5ml*	-	2,180
VIOLENCE POWER GLUE	発売元 有限会社はまざき	10ml	日本	4,222
MAGIC LASH ULTRA BONDDING	合同会社 PIT	5ml	-	2,106
まつげエクステ専用 日本製グルー 超速乾α	発売元 株式会社ビュプロ	2ml	日本	10,800 (3本セット)
glue pro SUPER 超速乾 2-3 秒	発売元 株式会社美楽	10ml	韓国	3,780
ラグジュアリーG	販売元 株式会社 Pro Shop	5ml*	-	3,065
ヴァージンブラックプロスピード スペシャリスト専用モデル 超速乾低刺激タイプ	発売元 株式会社松風	10ml	日本	4,222
Master Glue S	製造販売元 株式会社ワールドジェイビー	5g	韓国	1,285
Pigments Glue Gold	-	10g	-	2,970
PREMIUM ULTRA POWER DX	-	5ml	韓国	3,240

* 販売元等のホームページの情報

※このテスト結果は、テストのために購入した商品のみに関するものです。

※「-」は記載なし

12. テスト方法

接着剤中シアノアクリレートの種類とその他の含有成分（定性分析）

接着剤の約 100mg にテトラヒドロフランを加えて 10ml に定容し、ガスクロマトグラフ-質量分析法による定性分析を行いました。

●接着剤成分の分析結果

成分		用途例	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	
定性分析																		
シアノ アクリレート	メチルシアノアクリレート	接着剤																
	エチルシアノアクリレート		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	n-ブチルシアノアクリレート										○							
	イソブチルシアノアクリレート			○														
その他の成分	メタクリル酸メチル	アクリル樹脂 の原料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	シアノ酢酸エチル	シアノアクリ レートの原料	○		○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	
	シアノ酢酸ブチル									○								
	シアノ酢酸イソブチル(推定)			○														
	トルエン		溶剤						○					○	○	○	○	
	ベンジルアルコール	○		○	○													
	乳酸エチル			○														
	メチルイソブチルケトン					○	○											
	フタル酸ジブチル	可塑剤	○															
	アセチルクエン酸トリブチル					○	○		○									
	りん酸トリエチル		○		○					○		○						
	2-tert-ブチル-4-メトキシフェノール		酸化防止剤									○						
	メタンスルホン酸エチル	有機合成の 中間体							○				○					
ホルムアルデヒドの放散*			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※ ○は検出されたもの。

※ 検出成分の種類が多い商品から順に並べました。

* 公益社団法人 日本理容美容教育センター発行の「まつ毛エクステンション」には、シアノアクリレートが硬化する際に、ホルムアルデヒドが発生するとの記述があったことから、ホルムアルデヒドの放散について、参考までに次の方法で調べました。

接着剤 0.05g をガラス板に 1cm² になるように塗ったものを 10L 容のフッ化ビニル樹脂製のバッグに入れ、8L の空気（温度約 20℃、湿度約 50%）を入れて密封し、28℃で 1 時間放置しました。

その後、バッグ内の空気 6L をカートリッジ（Sep-Pak XPoSure アルデヒドサンプラー、Waters）に通気し、ホルムアルデヒドを捕集しました。カートリッジからアセトニトリルで溶出させたものを 5ml に定容し、高速液体クロマトグラフ法により測定しました。

●まつ毛エクステンション経験者の実態に関するアンケート調査結果

〔調査時期〕 2015 年 3 月

〔調査方法〕：インターネットで実施

〔回答者の職業、年齢構成〕：

	会社員	公務員	自営業	専業主婦	パート・アルバイト	大学院生	大学生	専門学校生	高校生	中学生	無職	その他	小計
10 歳代	3	2	0	3	7	0	28	7	28	2	2	1	83
20 歳代	194	15	7	74	42	8	51	3	0	0	7	1	402
30 歳代	135	11	10	66	36	0	1	0	0	0	4	4	267
40 歳代	51	4	17	22	38	0	0	0	0	0	4	5	141
50 歳代	25	6	7	31	32	0	0	0	0	0	3	3	107
小計	408	38	41	196	155	8	80	10	28	2	20	14	1,000

1. 過去 1 年間にサロンでまつ毛エクステンションをした回数（リペアを含む）についてお答えください。
(1つ選択)

1 回	343	34.3%
2～4 回	318	31.8%
5～7 回	114	11.4%
8～10 回	70	7.0%
11～13 回	66	6.6%
14 回以上	89	8.9%

2. まつ毛エクステンションをした理由は何ですか？（最大 3 つまで）

まつ毛を長く見せたかった	470	47.0%
目を大きく見せたかった	428	42.8%
アイメイクが面倒だった	382	38.2%
まつ毛を多く見せたかった	215	21.5%
つけまつ毛よりも自然で持続性がある	204	20.4%
結婚式、成人式、パーティーなどのイベントがあった	139	13.9%
家族、友人、知人などの勧め	44	4.4%
アイメイク等の化粧品代がかからない	34	3.4%
顔を小さく見せたかった	31	3.1%
その他	24	2.4%

3. サロンを選ぶ際に重視していることは何ですか？（最大 3 つまで）

技術の高いスタッフがいる	519	51.9%
価格が安い、割引（クーポン）制度がある	446	44.6%
スタッフが美容師免許を持っている	201	20.1%
ネット上の評判がよい	249	24.9%
家族、友人、知人などの評判がよい	214	21.4%
スタッフがしっかりとカウンセリングを行ってくれる	204	20.4%
安全性に配慮した人工まつ毛やグルー（接着剤）などを使っている	182	18.2%
店内がおしゃれ、雰囲気がよい	66	6.6%
人工まつ毛やグルー（接着剤）、デザインの種類が豊富	57	5.7%
その他	19	1.9%

4. サロンでお客様にまつ毛エクステーションを行う人には、美容師免許が必要ですが、そのことを知っていましたか？（1つ選択）

知っていた	743	74.3%
知らなかった	257	25.7%

5. まつ毛エクステーションをするのにかかった費用（ケア用品等の購入費用を除く）をお答え下さい。
（複数回した方は、1回にかかった費用の平均を1つ選択）

1,000 円未満	46	4.6%
1,000 円以上 3,000 円未満	150	15.0%
3,000 円以上 5,000 円未満	395	39.5%
5,000 円以上 7,000 円未満	247	24.7%
7,000 円以上 10,000 円未満	118	11.8%
10,000 円以上 15,000 円未満	37	3.7%
15,000 円以上	7	0.7%

☆一番最近まつ毛エクステーションをしたサロンについてお答え下さい。〔質問 6～9〕

6. まつ毛エクステーションを行ってくれた人は、美容師免許を持っていたか？（1つ選択）

持っていた	426	42.6%
持っていなかった	61	6.1%
確認したが分からなかった	39	3.9%
特に確認していない	474	47.4%
その他	0	0%

7. まつ毛エクステーションをする前に、健康被害などのリスクの説明を受けましたか？また、十分に理解できましたか？（1つ選択）

説明を受けて、十分理解した	561	56.1%
説明を受けたが、理解できなかった	70	7.0%
説明は受けていないが、渡された書面にリスクが書いてあった	160	16.0%
受けていない	112	11.2%
覚えていない	97	9.7%
その他	0	0%

8. まつ毛エクステーションをする前に、グルー（接着剤）やテープのパッチテストを受けましたか？
（1つ選択）

受けた	293	29.3%
受けていない	562	56.2%
覚えていない	145	14.5%

9. まつ毛エクステーションをして体に異変や違和感があった場合には、医療機関を受診するようとの説明を受けましたか？（1つ選択）

受けた	444	44.4%
受けていない	362	36.2%
覚えていない	194	19.4%

☆過去1年間にまつ毛エクステーションをしたサロン全てについてお答え下さい。

10. まつ毛エクステーションをして、目やその周辺などに異変や違和感（痛み、かゆみ、異物感、まつ毛が生えなくなった等）があったことがありますか？（1つ選択）

ある	250	25.0%
ない	750	75.0%

11. ご自身にアレルギーはありますか？（1つ選択）

ある	399	39.9%
ない	601	60.1%

12. ご自身のアレルギーをすべてお選びください。(複数回答)

n=399

花粉	263	65.9%
ハウスダスト	142	35.6%
金属	113	28.3%
食品	103	25.8%
動物	79	19.8%
化粧品	53	13.3%
薬物	40	10.0%
アルコール	32	8.0%
ホルムアルデヒド	15	3.8%
ラテックス	11	2.8%
その他	14	3.5%

13. 過去に化粧品等でかぶれたことはありますか？(1つ選択)

ある	370	37.0%
ない	630	63.0%

☆質問 10 で「ある」と回答した人のみお答え下さい。[質問 14～19]

14. 異変や違和感の内容を以下より選んでお答え下さい。(複数回答)

n=250

目の痛み、異物感 (ゴロゴロする)	115	46.0%
目、まぶたのかゆみ	78	31.2%
目の充血	65	26.0%
まぶたの腫れ、湿疹、かぶれ	48	19.2%
目の乾燥	39	15.6%
自分のまつ毛が異常に抜けた	36	14.4%
目やに	33	13.2%
涙目	31	12.4%
まつ毛が生えなくなった	14	5.6%
視力の低下、かすみ	13	5.2%
目の周辺に傷がついた	11	4.4%
視界が悪くなった	7	2.8%
黒目が濁った	5	2.0%
その他	6	2.4%

15. 異変や違和感はいつごろからありましたか？(複数回答)

n=250

まつ毛エクステンションを行ってもらっている間	54	21.6%
直後	51	20.4%
数時間後	53	21.2%
翌日	41	16.4%
2～3日後	51	20.4%
4～6日後	19	7.6%
1～2週間後	23	9.2%
3週間から1カ月後	10	4.0%
1カ月以上後	8	3.2%
覚えていない	17	6.8%

16. 異変や違和感に対し、医療機関を受診しましたか？(複数回答)

n=250

眼科を受診した	67	26.8%
皮膚科を受診した	26	10.4%
その他の科を受診した	1	0.4%
受診しなかった	163	65.2%

17. 異変や違和感の原因は何だと思いますか？（複数回答） n=250

施術中にグルー（接着剤）が目に入った	58	23.2%
グルー（接着剤）が目やまぶたに触れていた	47	18.8%
取り付けた人工毛が目やまぶたに刺さっていた	43	17.2%
体質（アレルギー等）に合わなかった	32	12.8%
施術中にピンセット等の器具が目やまぶたに触れた	28	11.2%
施術中に目を開けてしまった	21	8.4%
施術直後に顔を洗ってしまった	16	6.4%
グルー（接着剤）等の材料の安全性や品質に問題があった	15	6.0%
まつ毛エクステンションをした日に、体調が悪かった	7	2.8%
サロンが不衛生な器具等を使っていた	4	1.6%
その他	7	2.8%
分からない	64	25.6%

18. サロンに異変や違和感があったことを伝えましたか？（1つ回答） n=250

伝えた	110	44.0%
伝えなかった	140	56.0%

19. その後のサロンの対応はどうでしたか？（複数回答） n=110

謝罪があった	45	40.9%
特に何もなかった	44	40.0%
医療機関の受診を勧められた（紹介された）	19	17.3%
サロンに責任はないと言われた	8	7.3%
返金、お見舞金等があった	6	5.5%
その他	5	4.5%

●まつ毛エクステーションをめぐる現状

(1) 消費者基本計画

消費者基本計画には、「まつ毛エクステーションによる危害を防止するため、美容師への教育や地方公共団体における指導監督を進めているところであり、併せて、実態把握を行い、必要に応じ、新たな対策を検討する。」と明記されています^(注18)。本件は、消費者基本計画に記載されたまつ毛エクステーションの実態把握に資するものです。

(注18)「消費者基本計画」(平成27年3月24日閣議決定)、第4章「1 消費者の安全の確保」(1)事故の未然防止のための取組

(2) 厚生労働省

厚生労働省は「まつ毛エクステーションの危害情報について」において「まつ毛エクステーションは美容行為であり、業として行うに当たっては美容師の免許が必要です。美容師ではない人が施術をしていると思われたら、最寄りの保健所や都道府県の衛生担当部署へ情報提供してください」としています^(注4)。さらに、2011年11月より生活衛生関係営業等衛生問題検討会において安全なまつ毛エクステーションの在り方について検討を始め、2013年6月、まつ毛エクステーションの教育プログラム等がとりまとめられ、同省健康局生活衛生課長は各都道府県・政令市・特別区衛生主管部(局)長宛てに「まつ毛エクステーションに係る教育プログラムと情報提供等について」(平成25年6月28日、健衛発0628第5号)を發出し、まつ毛エクステーションの安心・安全を確保するため、消費者に対する情報提供等の取組の徹底について、営業者に対する周知や指導監督、消費者等に対する注意喚起を求めています^(注19)。

(注19) 全国健康関係主管課長会議資料(平成26年3月4日)
http://www.mhlw.go.jp/topics/2014/03/dl/140313-01_08_01.pdf

(3) 警察庁

警察庁によると、まつ毛エクステーションに係る美容師法違反での検挙事件数は2010年3件、2011年1件、2012年5件、2013年18件、2014年12件です。

(4) 業界

2014年4月より、公益社団法人 日本理容美容教育センターは、まつ毛エクステーションの教育プログラムに沿って、美容師養成課程における教科書を作成し、美容師養成施設に送付しており、教育の充実が図られることとなっています。

また同センターは、まつ毛エクステーションの技術者の認定制度(エステティック等認定制度)を開始させています。

その他、すでに、美容師の免許を持っている人は、民間のスクールで教育を受けることができ、資格制度を設けている団体等もありますが、数多くの団体がそれぞれに資格を設けているため、消費者が施術者に一定の技術があるのかを確認するのが困難な状況にあります。

一方、まつ毛エクステーションの施術に用いられる接着剤については、一般社団法人 日本まつげエクステメーカー連合会が、主成分やホルムアルデヒド放散量、皮膚刺激性等について自主基準を定めています。